

## 葛飾区入札及び契約手続等に対する働きかけに関する取扱要綱

平成 20 年 4 月 21 日

20葛総契第 21 号区長決裁

改正 平成 21 年 3 月 31 日 20葛総契第 335 号

平成 25 年 5 月 14 日 25葛総契第 110 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区が行う公共工事等の入札及び契約手続等(以下「入札及び契約手続等」という。)に関し、職員が働きかけを受けた場合の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、入札及び契約手続等の透明性、公平性及び公正性の一層の向上を図ることを目的とする。

### (対象とする範囲)

第 2 条 この要綱で「入札及び契約手続等に対する働きかけ(以下「働きかけ」という。)」とは、入札及び契約手続等に関し、職員の勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の者の指名競争入札への参加又は不参加を依頼する行為
- (2) 特定の者の受注又は非受注を依頼する行為
- (3) 特定の者に有利となる発注方法又は入札参加条件を選定させようとする行為
- (4) 公表前に予定価格、設計金額又は見積金額を聞き出そうとする行為
- (5) 非公表の最低制限価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格を聞き出そうとする行為
- (6) 公表前に発注に関する情報を聞き出そうとする行為
- (7) 公表前に入札参加予定の企業名又は企業数を聞き出そうとする行為
- (8) 特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある情報を聞き出そうとする行為及び依頼をする行為
- (9) その他契約事務全般に関して苦情を申し立て又は要望及び要求をする行為

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は働きかけの対象としない。

- (1) 葛飾区不当行為等対応マニュアル等の他の制度によりその内容が記録されることとなるもの
- (2) 陳情書、要望書等の書面によるもの
- (3) 不特定の者が傍聴できる公開の場(区議会、審議会、公聴会等)で行われたもの
- (4) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの

- (5) 単に入札及び契約手続等に関する事実の確認であることが明らかなもの
- (6) その他特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの

(記録及び報告等)

第3条 職員は、働きかけを受けたときは、速やかに当該働きかけの内容等を記録票(別記様式)に記録するものとする。

- 2 職員は、前項の記録を行ったときは、記録票を所属する課(区長部局に属する部の課(葛飾区組織規則(昭和40年葛飾区規則第4号)第7条の課及び室をいう。)、清掃事務所、保健所の課、青戸保健センター、金町保健センター、会計管理室会計管理課、教育委員会事務局の課及び室、中央図書館、学校(幼稚園を含む。)、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び議会事務局をいう。)の長(議会事務局にあっては次長とする。以下「課長」という。)へ提出し、課長は、上司へ報告を行い、確認を受けた後、総務部契約管財課長に記録票を提出するものとする。
- 3 課長よりも上位の職にある職員等は、働きかけに係る事務を所管する課長に、前2項の事務を行うよう指示等を行うことができる。

(記録票の公開)

第4条 前条の記録票は、葛飾区情報公開条例(平成4年葛飾区条例第30号)の規定に基づき、公開の対象とする。

(必要な措置)

- 第5条 総務部契約管財課長は、第3条第2項の記録票の提出があった場合は、必要に応じて相手方から意見聴取を行い、総務部長に報告するものとする。
- 2 総務部長は、第2条第1項第9号の働きかけの行為について正・不正の判断をしなければならないときは、葛飾区入札監視等委員会の意見を聴くことができる。
- 3 総務部長は、入札及び契約手続等の透明性、公平性及び公正性を確保するために、公正取引委員会への通報又は契約制度の見直し等、働きかけの内容に応じた必要な措置を講じることができる。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則(平成21年3月31日20葛総契第335号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成25年5月14日25葛総契第110号)

改正後の第3条第2項の規定は、組織改正のあった時点から適用する。

(別記様式)

## 記 録 票

働きかけを受けた日時	平成 年 月 日( ) 午前・後 時 分
働きかけを行った者	住所
	氏名 電話
	参考となる事項(事業者・団体名称、役職等)
働きかけの手段	電話 面接 その他 ( )
働きかけの内容	
対応状況・方針等	
働きかけを受けた者の職・氏名	